

また、労働基準監督署において下請等中小事業者に対し監督指導を実施した際に、労働基準関係法令違反の背景に極端な短納期発注等に起因する下請法等違反が疑われる事案については、公正

取引委員会・中小企業庁に通報する制度も運用されています。公正取引委員会・中小企業庁は、下請法等違反の疑いのある「しわ寄せ」事案の情報に接した際には、厳正に対応することとされてい

ます。「しわ寄せ」等不当な取引が行われることなく、親事業者も下請事業者も共に「働き方改革」に取り組んでいくことができます。なお、取引関係に係る

問合せ等の窓口として、中小企業庁が各都道府県に「下請かけこみ寺」を開設しています。中小企業の取引上の悩みの相談に企業間取引や下請法などに詳しい相談員が無料で相談に応じています

● ● ● 名古屋北労働基準監督署からのお願い ● ● ●

年度末から年度初めの36協定など各種届出について

年度末から年度初め（3月1日ごろから4月末日ごろ）は、郵送で36協定、就業規則届など各種届出が多数提出され、職員総出で各種届出の受付・郵便返送業務に従事しています。

この時期は、各種届出の到着日から返送まで相当期間を要することがあるので、あらかじめ、ご了承願います。

(郵送された各種届出は、到着日を受付日として、控えなどに受付印を押印して返送します)

お急ぎの場合は、直接来庁し窓口で届出していただきますようお願いします。

また、この時期に各種届出の郵便の到着の有無などについて電話などでご照会をいただくことがあります、

ご照会の対応により、各種届出の受付・郵便返送業務に著しい支障をきたすため、回答できませんので、あらかじめ、ご了承願います。

郵便の到着日の把握の必要がある場合は、あらかじめ特定記録郵便などの利用をお願いします。

名古屋北労働基準監督署

〒461-8575 名古屋市東区白壁1-15-1

電話 052-961-8653 (監督)

労働○×クイズ ⑥

問 被保険者の数が5人未満である適用事業所に使用される法人の役員としての業務に起因する負傷に関しては、原則、健康保険から保険給付が行われる。

答えと解説は15ページをご覧ください。



で、お悩みのある場合は
フリー・ダイヤル
618-0120-418-
「下請かけこみ寺」
にご相談ください。